

稲城市告示第75号

自転車等放置禁止区域内に放置されていた別紙の自転車等について、稲城市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年稲城市条例第22号）第10条第2項の規定により撤去し、同条例第11条第1項の規定により下記のとおり保管しているが、その所有者を確認できないため、同条第2項の規定によりその旨を告示する。

なお、この告示の日から60日を経過し、なおも所有者が引き取らず、又は所有者を確認できない自転車等については、同条第3項の規定により処分する。

令和8年6月1日

稲城市長 高橋勝浩

記

- 1 保管場所 稲城市矢野口3113番地の3
- 2 保管期間 この告示の日から60日間
- 3 連絡先 稲城市役所 都市建設部管理課

